

安曇野市告示第 440 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、安曇野市及び安曇野市上下水道事業が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたため、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 17 日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市及び安曇野市上下水道事業の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、安曇野市及び安曇野市上下水道事業（以下「安曇野市等」という。）の発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のように定める。

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

第1 建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の申請をすることができる者は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

建設工事	<p>(1) 入札参加資格審査の申請をする日（以下「申請の日」という。）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。</p> <p>(2) 法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査の結果について、申請の日の直前の10月1日（以下「資格審査基準日」という。）が属する事業年度の前事業年度の終了する日を基準とする法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の請求をしていること。</p> <p>ただし、総合評定値の基準の日以降申請の日までの間に、営業譲渡、会社の合併、会社の分割、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の開始決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続の開始決定若しくは更生計画の認可により当該期間内の日を基準とする総合評定値を請求している場合にあつては、当該総合評定値の請求をもってこれとみなす。</p> <p>(3) 入札参加資格を希望する建設工事の種類について前号の前事業年度の終了する日の直前2年間の各事業年度に完成工事高があること。ただし、市長が適当と認めた者については、この限りでない。</p> <p>(4) 都道府県税並びに消費税及び地方消費税並びに市税（安曇野市に納税義務がある場合に限る。）に未納がないこと。</p> <p>(5) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。</p> <p>(6) 安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>(7) 申請の日現在において、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（届出の義務がない者は除く。）。)</p>
------	--

建設コンサルタント等の業務	<p>(1) 次に掲げる業務の業種の区分に従い、当該区分に定める要件を満たしていること。</p> <p>ア 測量 資格審査基準日及び申請の日において、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること。</p> <p>イ 建築コンサルタント 資格審査基準日及び申請の日において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。</p> <p>ウ 建設コンサルタント 資格審査基準日及び申請の日において、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー（この表において「RCCM」という。）、認定技術管理者若しくは建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者を有していること。</p> <p>エ 地質調査 資格審査基準日及び申請の日において、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条の規定による登録（以下「地質調査業者登録規程による登録」という。）を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士若しくはRCCM、地質調査業者登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者若しくは地質調査技士を有していること。</p> <p>オ 補償コンサルタント 資格審査基準日及び申請の日において、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の規定による登録（以下「補償コンサルタント登録規程による登録」という。）を受け、又は補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に該当する補償業務管理士、補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた補償業務に関し7年以上の実務経験者若しくは補償業務管理者を有していること。</p> <p>(2) 建設コンサルタント等の業務の営業年数が、資格審査基準日の前日まで引き続き1年以上経過していること。</p> <p>(3) 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する年度の直前1年間の事業年度において業務実績があること。ただし、市長が適当と認めた者については、この限りでない。</p> <p>(4) 都道府県税並びに消費税及び地方消費税並びに市税（安曇野市に納税義務がある場合に限る。）に未納がないこと。</p> <p>(5) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。</p> <p>(6) 安曇野市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>(7) 申請の日現在において、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していること（届出の義務がない者は除く。）。</p>
---------------	--

(建設工事の競争入札参加者の資格)

第2 建設工事の入札参加資格は、次に掲げる事項について審査した結果に基づき、法第2条第1項に規定する建設工事の業種ごとに付与するものとする。

- (1) 法の規定に基づく経営事項審査の項目及びこれらについての結果
- (2) 工事経歴
- (3) 資格審査基準日等における次の状況（安曇野市内に本社（本店）を有する者に限る。）
  - ア 安曇野市等が発注した工事の成績等技術力に関する状況
  - イ 雇用環境に関する状況
  - ウ 社会的責任・貢献に関する状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(建設コンサルタント等の業務の競争入札参加者の資格)

第3 建設コンサルタント等の業務の入札参加資格は、次に掲げる事項を審査した結果に基づき、測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの5種類の業務について、それぞれ認定するものとする。

- (1) 資格審査基準日及び申請の日における登録状況
- (2) 建設コンサルタント等の業務の資格審査基準日の属する事業年度の前事業年度における業務実績
- (3) 建設コンサルタント等の業務の資格審査基準日及び申請の日における技術職員
- (4) 営業年数
- (5) その他市長が必要と認める事項

(入札参加資格の審査の基準等)

第4 第2及び第3に基づく審査の基準等は、別に定める。

(入札参加資格の申請方法等)

第5 入札参加資格の申請をしようとする者は、長野県市町村入札参加資格審査システムから申請しなければならない。なお、申請方法等の詳細については、安曇野市ホームページに掲載するものとする。

附 則（令和6年安曇野市告示第440号）

この規定は、令和7年6月1日以降に付与する入札参加資格の審査の申請から適用する。